

通告7番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、民生委員・児童委員について、この視点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

民生委員・児童委員について、6点伺いたいします。

民生委員・児童委員の皆様には、日頃より地域福祉を推進する社会奉仕の精神を持って、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、さらに行政と地域をつなぐ重要な役割としてご活躍されていることに敬意を表します。

民生委員・児童委員は、民生委員法第5条の規定に基づき、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱されます。その人選については、市から各町会への地域での活躍いただく民生委員候補者の推薦を依頼し、各町会から民生委員の候補の推薦をいただき、候補者は市の民生委員推薦会で審議を行った後、県への推薦で、県及び国での審査等を経て、厚生労働大臣から委嘱を受けることになっております。

なお、民生委員は、児童福祉法に基づいて、児童委員を兼ねており、主たる業務として、児童に関することを専門に行う主任児童委員が別に委嘱されています。

民生委員の活動状況についてですが、民生委員の職務は、民生委員法第14条、また児童委員、主任児童委員については、児童福祉法第17条に記載されています。昨今、現在の世の中は、昔と違い超高齢化社会、核家族化、地域社会で人と人とのつながりが希薄となっており、独り暮らしになってしまった高齢者、子育てに悩むお母さん、また重い障害を持つ人など、社会的な弱者が地域で孤立する問題が山積しております。

そのようなことがないように、地域社会で温かく支援の手を差し伸べているのが民生委員・児童委員の皆様であります。具体的には、安否確認など、活動を通じて市民の実態やニーズを日常的に把握し、介護や子育て等に関する相談を受けたり、福祉支援等のサービスに関する情報を提供したり、関係機関との連携や協力など、多岐にわたっております。

民生委員・児童委員は、市民の最も身近なところで活躍する地域福祉の中心的な担い手として重要な役割を担っております。現在、多岐にわたり需要が増しており、その役割を果たしていただくために、民生委員・児童委員の活動と本市の地域福祉

への取組の連携が重要であり、地域を支えていく力となっていていただいていると認識しております。

その一方で、世の中は少子高齢化が進む中で、市民生活の価値観の多様化により、地域社会の在り方にも大きく変化し、役割が地域に暮らす市民のよき相談相手となるばかりでなく、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった新たな問題に対応を求められ、要支援者のために、地域行政や関係機関との連携、調整役として重責を担い、日々市民のために活動していただいています。

特に高齢者を取り巻く社会問題として、孤独死、振込詐欺、高齢者宅への強盗、高齢者虐待など、深刻なニュースが数多く報道されています。このような地域住民の定期巡回及び見守り強化の必要性が高く、介護とともに、高齢者福祉施策の中で重要であると考えています。

高齢者の巡回見守りで重要となるのが地域住民であり、民生委員の皆様です。高齢者虐待、児童虐待、子供の貧困、ひきこもり、認知症、自殺等の要因の1つが地域からの孤立と推測されております。このような世の中だからこそ、身近な民生委員の活躍が市民生活のセーフティーネットとなり、安心・安全を提供する役目を果たしていると考えています。

3年に一度の改正となりますが、民生委員の支援活動は増加する一方であり、その反面、かなり成り手不足の問題が、全国の自治体で問題となっております。

これらの内容を踏まえまして、6点質問します。

1点目としまして、本市の担い手不足の現状は、についてお答えください。

2点目として、本市の民生委員・児童委員の平均年齢は。

3点目としまして、各委員が受け持つ世帯数は、最大と最少と平均をお答えください。

4点目としまして、民生委員・児童委員が退任される委員の後任の適任者がなかなか手を挙げにくい状況の要因は、についてお答えください。

5点目、民生委員・児童委員の担い手不足により、空白になっている地域や、活動が不十分な地域の市の対応をお答えください。

6点目としまして、担い手の確保に向けての対策は、また今後の課題についてお答えください。

以上、6点について答弁願います。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員ご質問の民生委員・児童委員について、にお答えいたします。

まず１点目、本市の担い手不足の現状は、については、令和８年６月１日現在で、定員96名に対し86名となっており、区域担当９名と主任児童委員１名の計10名の欠員となっております。

次に２点目、民生委員・児童委員の平均年齢は、についてですが、令和７年12月１日現在で、平均年齢は70.1歳、最高齢は82歳、最年少は54歳となっております。

次に３点目、各委員が受け持つ世帯数は、最大、最少、平均についてですが、令和８年６月１日現在で、地区別で申し上げますと、最大で根来地区の336世帯、最少で岩出地区の233世帯となります。平均では281世帯となります。

次に４点目、退任される委員の後任の適任者がなかなか手を挙げにくい状況の要因は、についてですが、定年延長等により60代前半の世代が現役で就労しているケースが増え、これにより候補者層の縮小がその背景にあるものと考えております。加えて民生委員活動に対する理解や関心の低下も成り手不足の要因の１つと考えております。また、民生委員の職務は、制度発足当初は生活保護世帯への相談等だったものが、高齢者福祉、児童福祉、障害者支援の分野へと広がりを見せ、この活動範囲の拡大に伴う負担増もあると推察されます。

次に、５点目の担い手不足により空白になっている地域や活動が不十分な地域の対応は、についてでございますが、退任に伴う後任不足等により、一時的に民生委員が配置されていない区域では、負担が特定の方に過度に集中しないように配慮しつつ、近隣の民生委員にご協力をいただいているところでございます。

最後に、６点目の担い手の確保に向けての対策は、また今後の課題は、についてですが、ケアマネジャーや介護事業所、それから学校関係者など、多様なネットワークを通じた候補者の掘り起こしや、それからやりがいの見える化をした周知方法、それから活動のデジタル化や関係機関との役割分担の見直しによる活動負担の軽減、それから働く世代も含めた柔軟な選任や運用の工夫、さらには物価上昇等を踏まえた活動費の適切な水準の確保など、制度の持続可能性を高める取組を総合的に進めていくことが重要な課題であると認識しております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問させていただきます。

なぜ今回、民生委員・児童委員について一般質問をしたかと申しますと、今年に

入り市民の方から相談、意見、お願いをいただきました。地域住民の定期巡回及び見回りの強化のお願いということです。内容は、このたび、私ども地域におきまして、独居高齢者の住民が亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しました。折からの厳しい寒さもあり、孤立しながら、高齢者や持病をお持ちの方の健康状態及び安全確保を危惧する声が近隣住民から寄せられたということです。

また、依頼内容としましては、独り暮らしの高齢者世帯を中心とした週1回程度の定期的な訪問、声かけ、冬季における体調不良者や、暖房器具の使用状況などの確認、当面春頃まで、また、今後このような要望があった場合、本市としてどのように対応するのか、お答えください。

最後に、市が主体となって場を設けていただき、それぞれが納得できるよう努めていただきたいと思います。この点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

地域の住民や自治会からのご要望があったことについて、市が主体となり、民生委員や関係機関、自治会と連携しながら対応しているところでございます。先ほどの件につきましても、6月に自治会さんとか、民生委員さん、それから市も入りまして対応したところでございます。市といたしましては、地域の身近な相談役として、住民と行政、福祉サービスをつなぐ民生委員・児童委員の皆様が安心して活動が続けられるよう、今後も必要な支援や連携の充実に努めてまいります。

また、地域住民の皆様方にも、民生委員・児童委員の活動へのご理解とご協力をお願いしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。